

地熱・地中熱等の利用による低炭素社会推進事業

(担当：水・大気環境局土壌環境課地下水・地盤環境室 他)

27年度予算額(案) 16.0億円

目的・意義

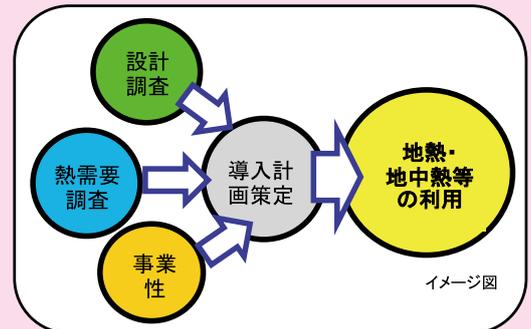
地熱・地中熱等を利用した取組は、二酸化炭素の排出削減の観点から非常に有効ですが、我が国はそのポテンシャルを十分に有効活用できていません。本事業では、環境に配慮した地熱・地中熱等利用事業の初期コスト低減による自立的普及を促し、地域のニーズや特性に適した環境保全型低炭素社会の構築を目指します。

事業内容

地域の特性に応じた環境配慮型の地熱・地中熱等利用事業の自立的普及に向けて、

1. 事業化計画の策定
2. 温泉エネルギー・地中熱を利用した設備等の設置

を行う地方公共団体又は民間団体等に対して補助を行います。



補助内容

[直接補助事業]

1. 地熱・地中熱等利用事業の事業化計画策定事業

(1) 事業化計画支援【担当：地球環境局地球温暖化対策課】

補助対象者：①地方公共団体、②民間団体等

対象事業：環境に配慮しつつ地熱・地中熱又は温泉付随ガスを利用し、CO₂削減を図る事業に必要な熱需要調査、事業性・資金調達、基本設計調査の検討等を通じた具体的な事業化計画の策定

補助割合：①定額(上限1,000万円)、②対象経費の2/3を上限に補助

(2) 温泉熱多段階利用推進調査【担当：自然環境局自然環境整備担当参事官室】

補助対象者：都道府県(都道府県から補助事業に必要な経費の補助を受けて事業を実施する民間事業者及び市町村等を含む)

※民間事業者及び市町村等については都道府県に対して事業計画を提出し、都道府県から国に対して申請を行うこと。

対象事業：既存温泉の湧出状況、熱量、成分等を継続的にモニタリング調査し、既存の温泉熱を利用した多段階利用の可能性を調査する事業

補助割合：定額(上限2,000万円)(1都道府県あたり)

2. 地熱・地中熱等利用事業(設備導入支援)

<地熱等の利用>

(1) 温泉発電設備の設置【担当：地球環境局地球温暖化対策課】

補助対象者：①地方公共団体、②民間団体等

対象事業：開発済み温泉又は自然湧出温泉を利用する事業(固定価格買取制度による売電を行わないもの)

補助割合：①地方公共団体
┌ 政令市未満：対象経費の2/3を上限に補助
└ 政令市以上(※)：対象経費の1/2を上限に補助

②民間団体等：対象経費の1/2を上限に補助

(2) ヒートポンプによる温泉熱の熱利用【担当：自然環境局自然環境整備担当参事官室】

補助対象者：①地方公共団体、②民間団体等

対象事業：温泉水を熱源とするヒートポンプ設備の導入を行う事業

補助割合：①地方公共団体〔政令市未満：対象経費の2/3を上限に補助
政令市以上^(※)：対象経費の1/2を上限に補助
②民間団体等：対象経費の1/3を上限に補助

(3) 温泉付随ガスの熱利用【担当：自然環境局自然環境整備担当参事官室】

補助対象者：①地方公共団体、②民間団体等

対象事業：温泉に付随する可燃性天然ガスを燃料としたボイラー等の設備を導入する事業

補助割合：①地方公共団体〔政令市未満：対象経費の2/3を上限に補助
政令市以上^(※)：対象経費の1/2を上限に補助
②民間団体等：対象経費の1/2を上限に補助

(4) 温泉付随ガスのコージェネレーション【担当：自然環境局自然環境整備担当参事官室】

補助対象者：①地方公共団体、②民間団体等

対象事業：温泉に付随する可燃性天然ガスを燃料としたコージェネレーション設備を導入する事業

補助割合：①地方公共団体〔政令市未満：対象経費の2/3を上限に補助
政令市以上^(※)：対象経費の1/2を上限に補助
②民間団体等：対象経費の1/2を上限に補助

<地中熱の利用>

(5) モニタリング機器の設置等【担当：水・大気環境局土壌環境課地下水・地盤環境室】

補助対象者：地方公共団体、民間団体等

対象事業：地中熱利用ヒートポンプシステムの地盤環境の把握や、効率的な運転の維持等を行うためのモニタリング機器の設置、熱応答試験の実施等を行う事業

補助割合：定額（周辺観測用井戸あり上限400万円、井戸なし上限300万円）

(6) 地域面的地中熱利用推進事業【担当：水・大気環境局土壌環境課地下水・地盤環境室】

補助対象者：①地方公共団体、②民間団体等

対象事業：地盤環境保全に配慮して行うヒートポンプ等による一定規模の地中熱利用システムの設置及び地中熱と他の再生可能エネルギー源（太陽熱等）を組み合わせた、よりエネルギー効率の高いハイブリッド型の地中熱利用設備の設置を行う事業

補助割合：①地方公共団体〔政令市未満：対象経費の2/3を上限に補助
政令市以上^(※)：対象経費の1/2を上限に補助
②民間団体：対象経費の1/2を上限に補助

(※) 特別区を含む。

低炭素ライフスタイル構築に向けた診断促進事業

(担当：地球環境局地球温暖化対策課)

27年度予算額(案) 1.1億円

目的・意義

家庭からの温室効果ガス排出量は2013年度に1990年度比で約6割も増加しており、環境・生命文明社会の実現のためには低炭素ライフスタイルを推進することが必要不可欠です。

一方、各家庭での意識向上からCO₂削減行動へつなげるためには、ライフスタイルに応じた具体的・効果的なアドバイスが必要です。

本事業では、家庭における着実な省エネを実行するための診断事業を行い、低炭素ライフスタイルへの転換を促進します。民間企業や地域主体のネットワークを活用し、各家庭において現状から20%以上のCO₂削減実現を目指します。

事業内容

- (1) 家庭で低炭素ライフスタイルを構築するため、各家庭に診断員を派遣し、家庭に応じた温室効果ガス排出削減行動を促すアドバイスを行う診断実施事業に対して補助を行います。
- (2) 診断を実施する上での体制整備として、環境省の示すガイドラインに従い、診断実施機関の管理・支援や診断ソフトの管理・改善等を行います。

家庭エコ診断(うちエコ診断)とは

資格を有する診断員が診断ソフトを使って家庭のエネルギー使用量や光熱費、CO₂排出量の状況を分かりやすく説明し、さらに家庭の状況に合わせたオーダーメイドの省エネ・省CO₂(例えば、くらしの工夫や省エネ機器への買い替え等)を提案する家庭向けの環境サービス。

家庭エコ診断の役割



診断画面の一例



補助内容

【間接補助事業】

I. 環境省が非営利法人を選定の上、補助金を交付

II. 補助金の交付を受けた非営利法人からの補助(間接補助)

1. 補助対象者：地方公共団体、民間団体等
2. 対象事業：上記(1)の家庭エコ診断事業(対象となる診断実施機関は別途非営利法人が募集予定。)
3. 補助割合：対象経費の1/2を上限に補助

委託内容

1. 委託対象者：民間団体等
2. 対象事業：上記(2)の事業
 - ①事業実施機関の管理・支援、②診断ソフト等の管理・改善、
 - ③診断効果の分析、④対策等、診断手法の改善

地域での地球温暖化防止活動基盤形成事業

(担当：地球環境局地球温暖化対策課国民生活対策室)

27年度予算額(案) 11.5億円

目的・意義

地球温暖化対策の推進に関する法律(以下「温対法」)を踏まえ、全国地球温暖化防止活動推進センター(以下「全国センター」)、地域地球温暖化防止活動推進センター(以下「地域センター」)が法に基づいて実施する事業の支援、地域において実施される温室効果ガス排出削減活動の支援を行い、地域における温暖化防止活動の基盤を形成します。

また、平成25年6月に環境大臣が表明した「島国丸ごと支援」に基づき、島嶼地域間での情報共有等を行うことにより、島嶼地域の事情に応じた低炭素型社会創出のための基盤形成を図ります。

事業内容

(1) 全国地球温暖化防止活動推進センター運営業務

全国センターが実施する事業である、国民の日常生活に関する温室効果ガスの排出実態調査、排出抑制を促進する方策、地球温暖化及び温暖化対策に関する調査研究・情報収集・情報提供等を実施します。

(2) 地域における地球温暖化防止活動促進事業

地域センターが実施する事業である、地域における国民の日常生活に関する温室効果ガスの排出実態について、地球温暖化防止活動推進員も活用した調査、情報収集、普及啓発、地域関係団体との連携等を実施します。

(3) 地域でのCO₂排出削減促進事業

① 地域活動支援・連携促進事業補助

地域の各主体が連携してコンソーシアム(地域センターを含む共同事業体)を構築し、温室効果ガスの削減効果が明確で地域の特色を活かした取組に対して補助を実施します。



② 地域における草の根活動支援

地域の様々な主体が実施している、低炭素社会の構築に貢献する事業に対して補助を実施します。



③ コンソーシアム事業支援

①で実施する事業に対し、効果測定手法の検討や専門家の派遣等を支援します。

(4) 地域での低炭素社会創出国際連携事業

島嶼地域での低炭素社会創出に向けた自立・分散型エネルギーシステム構築等の国内外の取組事例の収集を行います。また、関係島嶼地域間での情報共有・共通認識醸成と発信のための国際会議を開催します。



補助内容

【間接補助事業】

I. 環境省が非営利法人を選定の上、補助金を交付

II. 補助金の交付を受けた非営利法人からの補助（間接補助）

1. 補助対象者：(2) 地域センター、(3) ②事業実施団体（自治会、団体等）
2. 対象事業：(2) 地球温暖化対策等についての広報・啓発活動、推進員等の活動の支援、日常生活に関するGHG排出抑制措置についての相談対応、助言、相談の実情に即したGHG排出実態調査、情報収集・分析、分析結果の情報提供、地方公共団体実行計画達成のため自治体が行う事業への協力
(3) ②低炭素社会の構築に貢献する地球温暖化防止活動
3. 補助割合：定額

【直接補助事業】

1. 補助対象者：(3) ①民間団体（地域センターを含む共同事業体）
2. 対象事業：(3) ①コンソーシアム（地域センターを含む共同事業体）が実施する地域の特色を活かした地球温暖化防止活動
3. 補助割合：定額

委託内容

1. 委託対象者：(1)、(3) ③全国センター、(4) 民間団体等
2. 対象事業：(1) 全国地球温暖化防止活動推進センター運営業務
(3) ③コンソーシアム事業支援
(4) 地域での低炭素社会創出国際連携事業

廃棄物埋立処分場等への太陽光発電導入促進事業

(担当：大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課、産業廃棄物課、適正処理・不法投棄対策室)

27年度予算額(案) 2.5億円

目的・意義

廃棄物埋立処分場等について、その特徴等を考慮しつつ、太陽光発電を導入し、地域のエネルギーセンターとしての有効活用を全国で展開していくための方策を検討・実証し、導入ポテンシャルの有効活用を促進することを目的とします。

事業内容

(1) 廃棄物埋立処分場等への太陽光発電導入実現可能性調査

処分場等に太陽光発電の設置を検討するに当たって、発電見込量や事業採算性の検討、維持管理方法の検討、概略設計等を行い、事業としての実現可能性を調査します。

(2) 先進的設置・維持管理技術導入実証補助

排水処理やガス抜き等の維持管理、廃棄物の自重による沈下等、処分場等の特徴を考慮した太陽光発電の設置方法や維持管理対策を講ずるため、先進的な技術を導入する者に対して、補助を行います。

(3) 廃棄物埋立処分場等設置型太陽光発電の安定運用検討

既設の太陽光発電の沈下やひずみの状況を測定し、発電量への影響を検証するとともに、処分場等への太陽光パネル設置に当たっての維持管理手法や施工工法についての留意事項等を整理します。



処分場等への太陽光パネルの設置(イメージ)

補助内容

【直接補助事業】

1. 補助対象者：地方公共団体、民間団体
2. 対象事業：(2) 先進的設置・維持管理技術導入実証補助
3. 補助割合：補助対象となる施設整備費の1/2を上限に補助

委託内容

1. 委託対象者：(1) 地方公共団体及び民間団体、(3) 民間団体
2. 対象事業：(1) 廃棄物埋立処分場等への太陽光発電導入実現可能性調査
(3) 廃棄物埋立処分場等設置型太陽光発電の安定運用検討

低炭素化に向けた公共交通利用転換事業（国土交通省連携事業）

（担当：水・大気環境局自動車環境対策課）

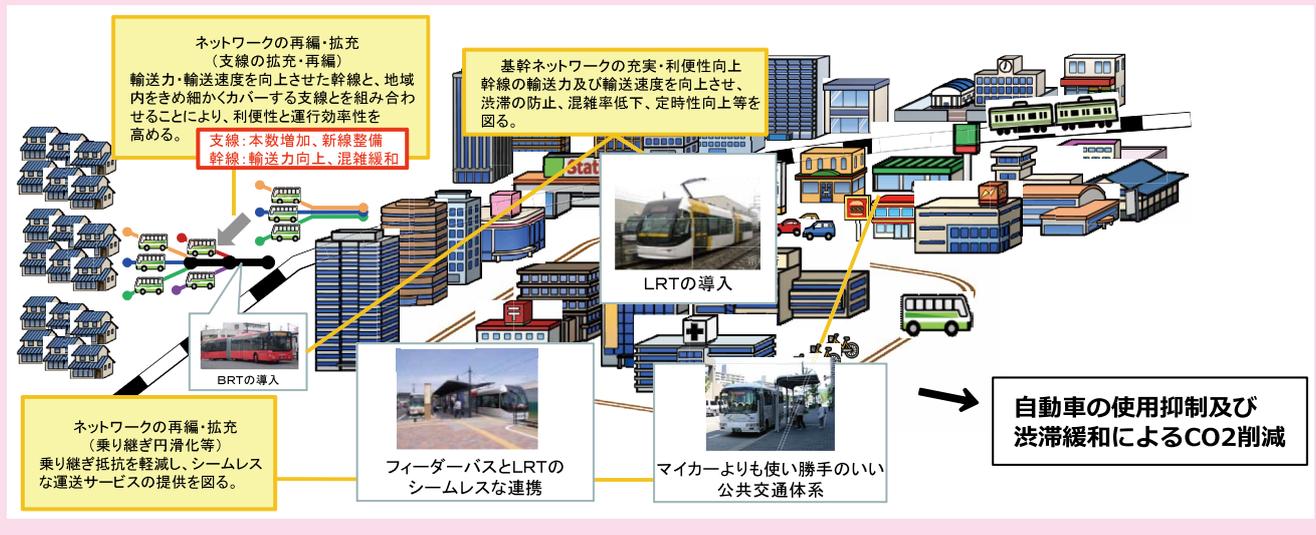
27年度予算額（案） 6.5億円

目的・意義

低炭素型の社会を目指し、マイカーへの依存度が高い地方都市部を中心に、公共交通ネットワークの再構築や利用者利便の向上に係る面的な取組を支援し、マイカーからCO₂排出量の少ない公共交通へのシフトを推進します。

事業内容

地域の協議会における省CO₂を目標に掲げた公共交通に関する計画の策定及び当該計画に基づく取組（設備・車両等導入）の経費について支援します。



補助内容

【直接補助事業】

1. 補助対象者：地球温暖化対策の推進に関する法律、地域公共交通活性化再生法、エコまち法に基づく協議会に属する民間企業、民間団体、地方公共団体等
2. 対象事業：
 - ・基幹ネットワークの充実・利便性向上（BRT・LRTの導入等）を支援する事業
 - ・ネットワークの再編・拡充（支線の再編・拡充、乗り継ぎ円滑化等）を支援する事業
3. 補助割合：
 - ・計画策定支援：対象経費の1/3を上限に補助
（※地域における合意形成を促進するため、協議会等による計画の策定を支援するものです。）
 - ・計画に基づく取組（設備・車両等導入）の支援：対象経費の1/2を上限に補助
（※既に計画がある場合、直接計画に基づく取組（設備・車両等導入）として補助申請していただくことも可能です。）

低炭素価値向上に向けた社会システム構築支援事業

(担当：地球環境局地球温暖化対策課)

27年度予算額(案) 73.0億円

目的・意義

公共事業の多面的な展開が想定される中、21世紀型の国際規範となりつつある「低炭素社会」としての付加価値を合わせて創出することが必要です。

このため、本事業では、公共性が高い社会システムの整備に当たり、エネルギー起源CO₂の排出が長期にわたり少なくなるような技術等を導入するための事業に対し支援を行います。

事業内容

以下の基本的要件に該当する、交通体系整備、福祉・公共施設等の整備及び次世代型社会インフラ整備に当たっての低炭素価値向上を目的としたモデル・実証事業に対して支援を行います。

- ①低炭素化に効果的な規制等対策強化の検討に資する事業
- ②公益性が高く資金回収・利益を期待することが困難な事業
- ③モデル・実証的性格を有し、他事業への波及効果が大きい事業
- ④波及効果も含めたCO₂削減効果の定量化が可能である事業
- ⑤日本型の先端技術の戦略的な活用・展開が期待できる事業

環境省

補助金

補助事業者

補助金

要件に基づく厳格な審査

対象分野

交通体系整備に当たっての低炭素価値向上

<具体的な事業>

- 物流の低炭素化事業(国交省連携)
- エコレールラインプロジェクト事業(国交省連携)

- 災害等非常時にも効果的な港湾地域低炭素化推進事業(国交省連携)

福祉・公共施設等の整備に当たっての低炭素価値向上

<具体的な事業>

- 地域の再生可能エネルギー等を活用した自立分散型地域づくり事業
- 地域における街路灯等へのLED照明導入促進事業
- 省CO₂型福祉施設等モデル支援事業(厚労省連携)

次世代型社会インフラ整備に当たっての低炭素価値向上

<具体的な事業>

- 省エネ型データセンター構築・活用促進事業(総務省連携)
- 上水道システムにおける再エネ・省エネ等導入促進事業(厚労省連携)
- 地域の未利用資源等を活用した社会システムイノベーション推進事業
- 漁港の省エネ化実証事業(農水省連携)
- 低炭素型の融雪設備導入支援事業

補助内容

【間接補助事業】

I. 環境省が非営利法人を選定の上、補助金を交付

II. 補助金の交付を受けた非営利法人からの補助(間接補助)

1. 交通体系整備に当たっての低炭素価値向上

(1) 物流の低炭素化促進事業(国土交通省連携事業)【担当：地球環境局地球温暖化対策課】

(ア) 物流拠点の低炭素化促進事業

- ①補助対象者：物流事業者等
- ②対象事業：物流の中核となる施設(営業倉庫、公共トラックターミナル)における物流設備の省エネ化と物流業務の効率化の一体的実施による低炭素化に資する取組を支援する事業
- ③補助割合：対象経費の1/2を上限に補助

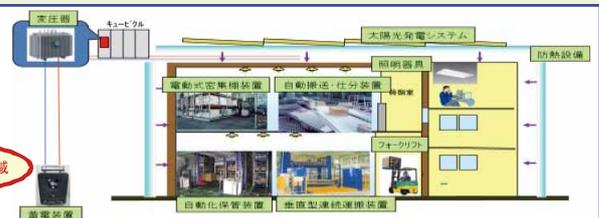
<補助対象>

設備導入経費(太陽光発電システム、垂直型連続運搬装置、自動化保管装置等)

設備の省エネ化による電力消費量等削減

物流業務の効率化による1貨物あたりの業務に係る電力消費量等削減

CO₂排出量削減



(イ) 地域内輸送における共同輸送促進事業【担当：地球環境局地球温暖化対策課】

①補助対象者：物流事業者等

②対象事業：地域内輸送の大部分を占めるトラック輸送の効率化を図るため、効率改善に資する共同輸送を実現するために要する設備を導入する事業

③補助割合：対象経費の 1/2 を上限に補助



(ウ) 中距離貨物輸送分野の低炭素化モデル構築事業【担当：地球環境局地球温暖化対策課】

①補助対象者：物流事業者等

②対象事業：中距離貨物輸送を担う大型トラック輸送の低炭素化を図るため、トラック事業者、ガス事業者等の関係者が連携して実施する大型 CNG トラックによる低炭素化のモデル構築に係る事業計画に基づく設備を導入する事業

③補助割合：対象経費の 1/2 を上限に補助

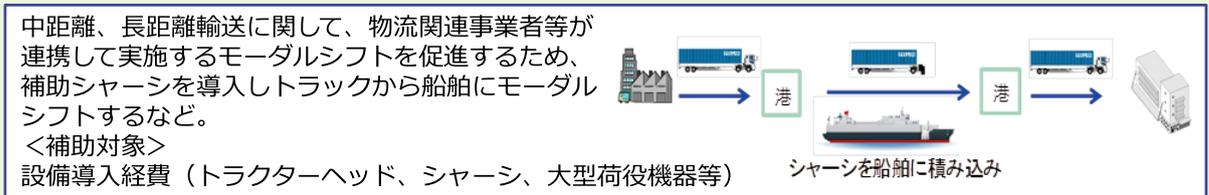
(※) 平成 27 年度は前年度からの継続事業のみ実施します。

(エ) モーダルシフト促進事業【担当：地球環境局地球温暖化対策課】

①補助対象者：物流事業者等

②対象事業：中距離、長距離輸送に関して、物流関連事業者等が連携して実施するモーダルシフトを促進するために必要となる設備（トラクターヘッド、シャーシ、大型荷役機器等）を導入する事業

③補助割合：対象経費の 1/2 を上限に補助



(オ) 鉄道を活用した物流の低炭素化促進事業【担当：水・大気環境局自動車環境対策課】

①補助対象者：鉄道貨物利用運送事業者、貨物鉄道事業者等

②対象事業：31ft コンテナを普及させることにより、トラックから鉄道へのモーダルシフトを促進するため、31ft コンテナを導入する事業

③補助割合：対象経費の 1/2 を上限に補助

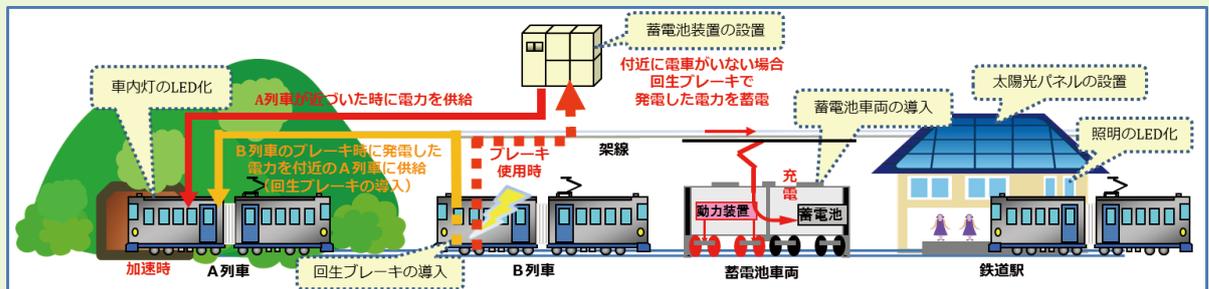


(2) エコレールラインプロジェクト事業（国土交通省連携事業）【担当：総合環境政策局環境計画課】

①補助対象者：鉄軌道事業者等

②対象事業：鉄道関連施設に再生可能エネルギー発電設備等を導入し、又は鉄道車両にVVVF 制御装置や回生ブレーキ等の CO₂ 削減に直接寄与する設備を導入する事業

③補助割合：対象経費の 1/3 を上限に補助



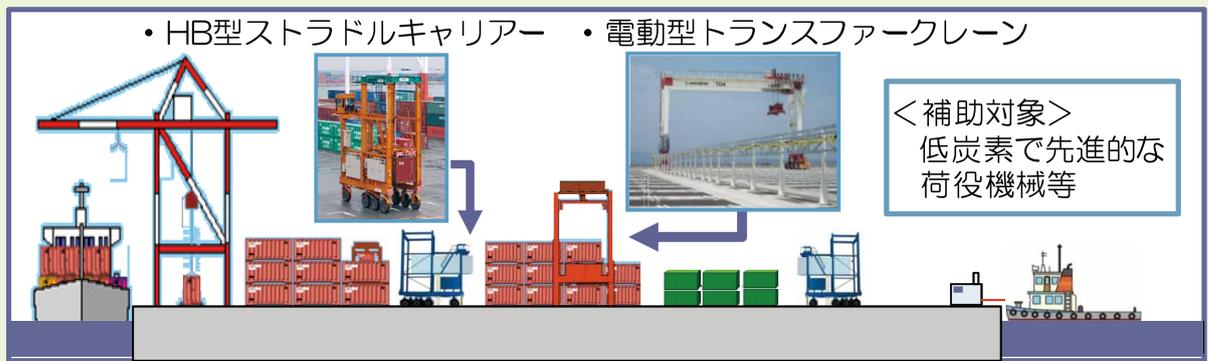
(3) 災害等非常時にも効果的な港湾地域低炭素化推進事業（国土交通省連携事業）

【担当：地球環境局地球温暖化対策課】

①補助対象者：港湾運送事業者等

②対象事業：臨海地域において、電力回収装置付トランスファークレーンやストラドルキャリア等の先進的技術を導入する事業

③補助割合：対象経費の 1/3 を上限に補助



2. 福祉・公共施設等の整備に当たっての低炭素価値向上

(1) 地域の再生可能エネルギー等を活用した自立分散型地域づくりモデル事業

【担当：地球環境局地球温暖化対策課】

①補助対象者：地方公共団体、民間事業者等

②対象事業：再生可能エネルギーや未利用エネルギーによる自立・分散型エネルギーシステム（これらに併せての蓄電池導入を含む）の集中導入を産学官で推進する事業

③補助割合：対象経費の1/2を上限に補助

（※）平成27年度は前年度からの継続事業のみ実施します。

(2) 地域における街路灯等へのLED照明導入促進事業【担当：地球環境局地球温暖化対策課】

(ア) LED照明導入調査事業

①補助対象者：小規模地方公共団体（※）

②対象事業：街路灯等の屋外照明にLED照明を導入するために行う調査及び計画策定を支援する事業

③補助割合：・人口15万人以上25万人未満：対象経費の3/4を上限に補助（上限600万円）

・人口15万人未満：対象経費を定額補助（上限800万円）

(イ) LED照明導入補助事業

①補助対象者：民間事業者

②対象事業：(ア)の計画に基づきLED照明の導入事業を請け負って取付工事を行う事業

③補助割合：取り付け工事を発注する小規模地方公共団体（※）の規模に応じて、取付工事費用を助成

・人口15万人以上25万人未満：対象経費の1/5を上限に補助（上限1,200万円）

・人口5万人以上15万人未満：対象経費の1/4を上限に補助（上限1,500万円）

・人口5万人未満又は人口5万人以上15万人未満かつ財政力指数0.300未満：

対象経費の1/3を上限に補助（上限2,000万円）

（※）都道府県、指定都市、中核市、特別区及びこれらが加入する地方公共団体の組合並びに財産区以外の地方公共団体であって、人口が25万人未満の地方公共団体

(ア) 街路灯等へのLED導入の計画の策定

地域内の街路灯等を、リース方式を活用して経済的、効率的にLED照明に更新するために必要な、調査及び計画策定を行うための費用を、小規模地方公共団体に対して助成。

※ 単独の小規模地方公共団体での計画策定のみではなく、複数の小規模地方公共団体による合同での計画策定も可



(イ) リースによる街路灯等へのLED照明導入

(ア)で小規模地方公共団体が策定したLED照明導入計画に基づき、LED照明の導入事業を請け負って行う民間事業者に対して、取付工事費用の一部を助成。

※ 補助は初回限り

※ 取付工事費用の助成を受けた民間事業者は、当該補助分の金額を減じた額をリース料金の総額として、小規模地方公共団体とリース契約を締結



(3) 省CO₂型福祉施設等モデル支援事業（厚生労働省連携事業）【担当：地球環境局地球温暖化対策課】

①補助対象者：下記の(ア)及び(イ)に該当する福祉施設等

(ア) 小規模の高齢者福祉施設等（例えば、特別養護老人ホームであれば定員29人以下の施設）

(イ) ・人口が5万人未満の小規模地方公共団体が所有する施設

・人口が5万人以上15万人未満であり、かつ、財政力指数が0.3未満の小規模地方自治体が所有する施設

・資本金又は基本金が少額の法人が所有する施設

②対象事業：福祉施設等において、CO₂削減ポテンシャル調査を実施し、一定のCO₂削減が期待される場合に、高効率の省CO₂型給湯設備・空調設備やコージェネレーションシステム等を導入する事業

③補助割合：・CO₂削減ポテンシャル調査：定額（上限100万円）

・設備導入：対象経費の1/3を上限に補助

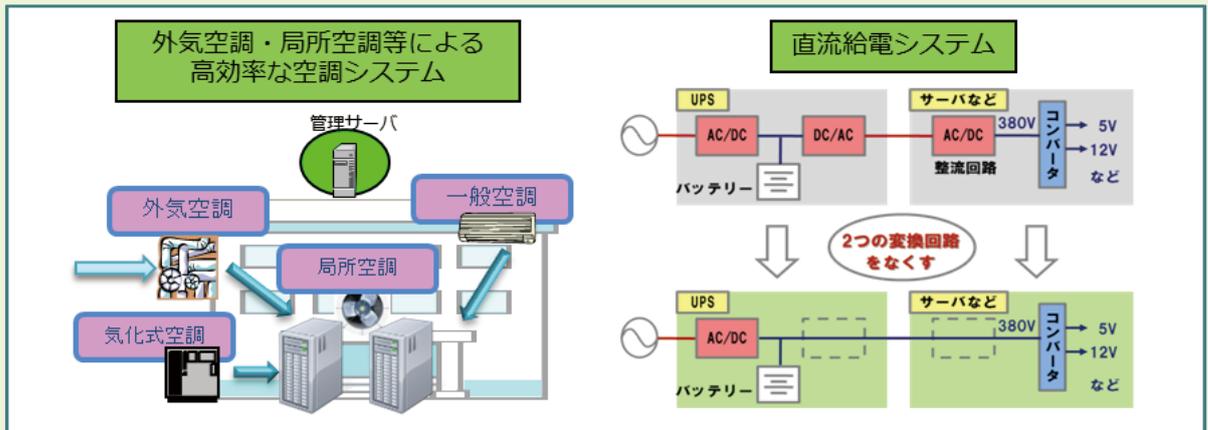
3. 次世代型社会インフラ整備に当たっての低炭素価値向上

(1) 省エネ型データセンター構築・活用促進事業（総務省連携事業）【担当：地球環境局地球温暖化対策課】

①補助対象者：民間事業者等

②対象事業：省エネ型の空調等の設備、省エネ型のサーバ等の ICT 機器・システムを導入する事業

③補助割合：対象経費の 1/3 を上限に補助



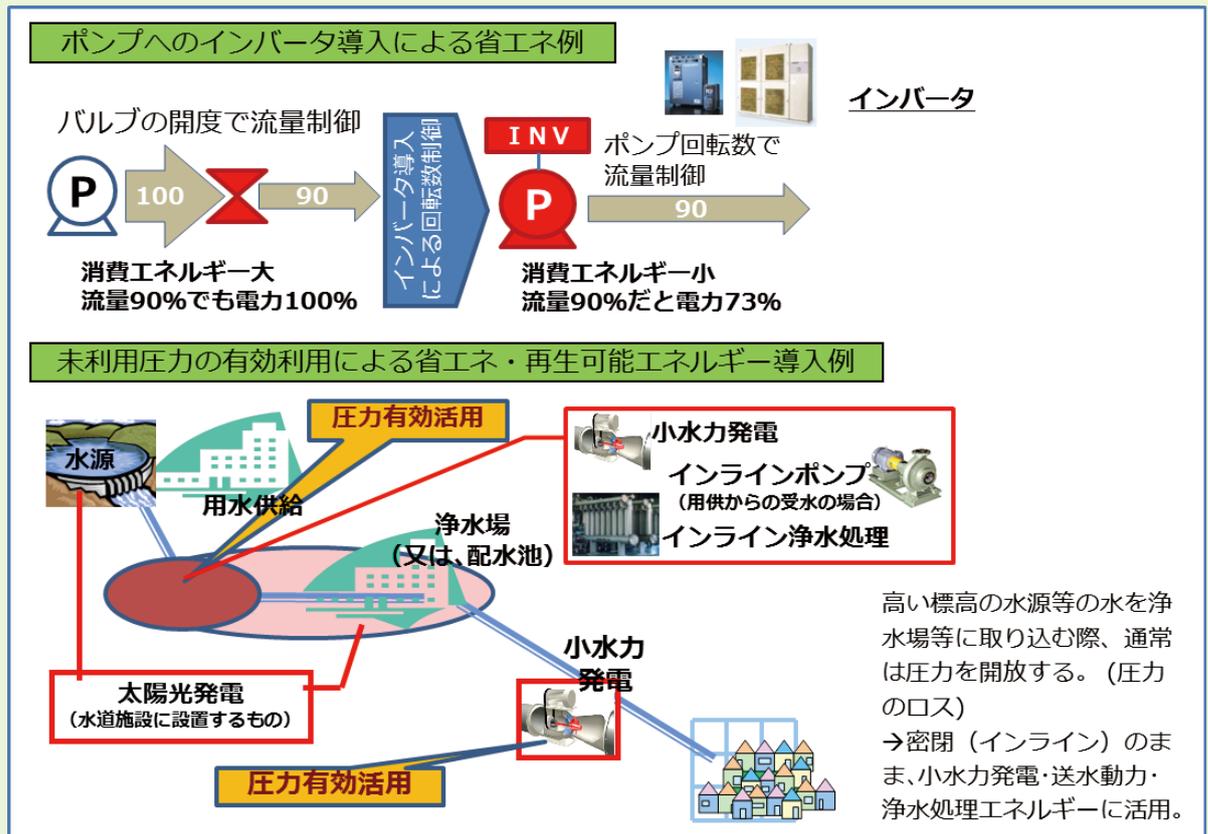
(2) 上水道システムにおける再エネ・省エネ等導入促進事業（厚生労働省連携事業）

【担当：地球環境局地球温暖化対策課】

①補助対象者：水道事業者等

②対象事業：水道施設内におけるインバータ等省エネ型の設備・機器・システム、配管系統における圧力・流量等の計測や末端配水圧力の適正化のための監視・制御・計装設備や未利用圧力を活用した小水力発電設備等を導入する事業

③補助割合：対象経費の 1/2 を上限に補助



(3) 地域の未利用資源等を活用した社会システムイノベーション推進事業【担当:地球環境局地球温暖化対策課】

(ア) 事業化 FS 調査事業

- ①補助対象者: 民間事業者等、地方公共団体
- ②対象事業: 地域の未利用又は効果的に活用されていない熱、廃熱や湧水等資源の効果的利用及び効率的な配給システム等、地域単位の低炭素化を大きく推進するモデル的な取組を対象とした、具体的な事業化に必要な基本設計調査、需給調査、事業性、資金調達の検討等を行う事業
- ③補助割合: ・民間事業者等: 対象経費の 1/2 を上限に補助
・地方公共団体: 対象経費を定額補助 (上限 2,000 万円)

(イ) 地域資源の特性に適した熱供給・発電システム実証事業

- ①補助対象者: 民間事業者 (地方公共団体と連携)
- ②対象事業: 地域資源の利用形態や性状並びに需要等に適した規模の設備を推進することにより、効果的かつ経済的な稼働を確保し、社会システム低炭素化に寄与する事業を普及するため、技術的に確立され、かつ中小規模な設備・システムの実証を支援する事業
- ③補助割合: 対象経費の 2/3 を上限に補助

(ウ) 設備等導入事業

- ①補助対象者: 民間事業者等、地方公共団体
- ②対象事業: (ア) の取組に必要な設備等を導入する事業
- ③補助割合: ・民間事業者等: 対象経費の 1/2 又は 1/3 を上限に補助
・地方公共団体(都道府県及び政令市): 対象経費の 1/2 を上限に補助
・地方公共団体 (政令市未満): 対象経費の 2/3 を上限に補助

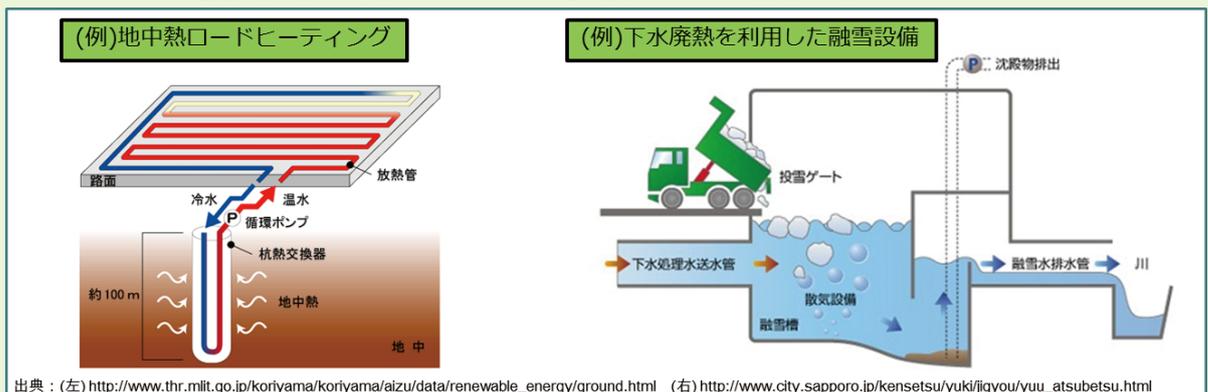


(4) 漁港の省エネ化実証事業 (農林水産省連携事業)【担当:地球環境局地球温暖化対策課】

- ①補助対象者: 民間事業者等、地方公共団体
- ②対象事業: 衛生管理型荷捌施設等を設置している又はその計画がある拠点的な漁港を対象に断熱効率が高い真空断熱シート、地産地消型再生可能エネルギー発電設備等を導入する事業
- ③補助割合: 対象経費の 85/100 を上限に補助
(※) 平成 27 年度は前年度からの継続事業のみ実施します。

(5) 低炭素型の融雪設備導入支援事業【担当:地球環境局地球温暖化対策課】

- ①補助対象者: 民間事業者等、地方公共団体
- ②対象事業: 主に中小企業や地方公共団体等に、地中熱や下水廃熱等を利用した融雪設備を導入する事業
- ③補助割合: ・民間事業者等: 対象経費の 1/2 を上限に補助
・地方公共団体 (都道府県及び政令市): 対象経費の 1/2 を上限に補助
・地方公共団体 (政令市未満): 対象経費の 2/3 を上限に補助



出典: (左) http://www.thr.mlit.go.jp/koriyama/koriyama/aizu/data/renewable_energy/ground.html (右) http://www.city.sapporo.jp/kensetsu/yuki/jigyoyuu_yuu_atsubetsu.html